

令和 8 年

第 3 回 阿波市 農業委員会 総会 議事録

阿波市 農業委員会

令和8年第3回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日(水)午後1時30分～午後2時27分

2. 開催場所 土成中央公民館1階大会議室

3. 出席委員 (18名)

- 1番 米 澤 実
- 2番 片 岡 寛 之 (副会長)
- 3番 板 東 由 裕
- 4番 赤 松 晃 一
- 6番 新 見 正 美 (会長)
- 7番 坂 東 満二郎
- 8番 江 東 幸 和
- 9番 唐 渡 義 伯
- 10番 天 満 仁
- 11番 森 本 定
- 12番 古 本 義 春
- 13番 大 村 敏 信 (副会長)
- 14番 金 山 敬 治
- 15番 竹 内 正 法
- 16番 篠 原 安 博
- 17番 武 澤 守
- 18番 十 川 昭 夫
- 19番 十 川 幸 利 (会長職務代理者)

4. 欠席委員 (1名)

- 5番 糸 谷 徳 文 (中立委員)

5. 議事録署名委員

- 9番 唐 渡 義 伯
- 11番 森 本 定

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)

- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第4号議案 非農地証明について
第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

- 報告第1号 使用貸借による解約書について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊 坂 典 恭
係 長 原 田 裕 人
係 長 原 田 昂
主 事 植 原 諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和8年第3回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議 長】

本日はお忙しい中、総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。さて、暑さ寒さも彼岸までと申しますが、すっかり春めいてまいりました。委員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。それでは、簡単なご挨拶ではございますが、これより総会を始めさせていただきます。なお、進行は着座にて失礼いたします。

【議 長】

それでは、会議を始めます。ただ今の、出席委員数は、18名で、定足数に達しておりますので、これより令和8年第3回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、9番唐渡委員、11番森本委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第6号までの、6議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第3号までの3件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくよう、お願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号1番から7番 9番から16番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田)第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請(委員会処分)についてですが、今月の申請は、16件です。内訳としまして売買が10件、贈与が6件です。ただし、案件番号8番につきましては、阿波市農業委員会総会会議規則第12条に「委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、案件番号8番は最後に説明させていただきます。それでは着座にて説明させていただきます。

それでは案件番号1 地図は、1ページから4ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田及び畑、面積は併せて4,975㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と家族が農作業に従事し、水稻・レタス等を作付け予定です。

続きまして、案件番号2 地図は5ページから6ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田及び畑、面積は併せて574㎡ 契約

内容は、売買となっております。譲受人と家族が農作業に従事し、水稻やブロッコリーを作付け予定です。

続きまして、案件番号 3 地図は 7 ページから 8 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑、面積は 126 m² 契約内容は贈与となっております。譲受人が農作業に従事し、すだち・柿等を作付け予定です。

続きまして、案件番号 4 地図は 9 ページから 14 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田及び畑、面積は 併せて 6,797 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人と家族で水稻・人参を作付け予定です。

続きまして、案件番号 5 地図は、15 ページから 16 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 244 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が隣接地の住宅とセットで取得し、果樹を作付け予定です。

続きまして、案件番号 6 地図は、17 ページから 18 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 1,125 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と家族で水稻を作付け予定です。

続きまして、案件番号 7 地図は、19 ページから 20 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田及び畑、面積は併せて 1,160 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が隣接地の住宅も併せて取得し居住する予定であり、申請地では野菜を作付け予定です。

続きまして、案件番号 9 地図は、23 ページから 25 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田及び畑、面積は併せて 4,224 m² 契約内容は、売買となっております。申請地では、譲受人がねぎ・ブロッコリーを作付け予定です。なお、譲受人の国籍は●●●ですが、「経営・管理」として在留資格を満たしております。また、青年等就農計画認定もうけて地域の担い手として位置付けられており、農地所有適格法人として農地所有・耕作の実績もあり現在も農地を適切に管理されているためこの度の農地法第 3 条申請については要件を満たしているものと思われま。現在、申請地は耕作人が借りて耕作中ですが、今月末で貸借契約は終了し、更新しないこと、農産物が収穫されるまでは耕作者が利用することで譲渡人・譲受人・耕作者の 3 者で同意されています。

続きまして、案件番号 10 地図は、26 ページから 27 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 143 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と親が農業に従事し、水稻を作付け予定です。

続きまして、案件番号 11、地図は 28 ページから 29 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 724 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が果樹を作付け予定です。

続きまして、案件番号 12、地図は 30 ページから 31 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 682 m² 契約内容は、売買となっ

ております。譲受人がにんにくを作付け予定です。

続きまして、案件番号 13 地図は 32 ページから 33 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑、面積は 612 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人と親がトマト等を作付け予定です。

続きまして案件番号 14、地図は 34 ページから 35 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 935 m² 契約内容は、売買となっております。国土調査が終わっていない地域のため、添付している公図は地図に準ずる図面であり申請地番に枝番が記載されておりませんが、議案書の地番が謄本上の地番となっております。隣接の土地・建物も取得し、そこを拠点に譲受人と妻がなす、きゅうり、ニンジン等を作付けする計画となっております。

続きまして案件番号 15、地図は 36 ページから 37 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑、面積は併せて 1,018 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人と家族で水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号 16、地図は 38 ページから 39 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑、面積は併せて 1,381 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人が水稻を作付け予定です。

以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われまます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第 1 号議案の番号 1 番から 7 番 9 番から 16 番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号 1 番・2 番を 16 番篠原委員にお願いします。

○ 16 番（篠原委員） 16 番篠原です。1 番につきましては、事務局の説明の通りで、譲渡人は相続したが農業をしないので、譲受人と話ができました。2 番につきましても、事務局の説明の通りで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号 3 番・4 番を 15 番竹内委員にお願いします。

○ 15 番（竹内委員） 15 番竹内です。3 番は、3 月 22 日に現地調査をしまし

た。譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢になったので贈与しました。柿があり狭い土地なのですが今後もその状態を継続するので問題ないと思います。4番も譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢になったので、息子に贈与し今まで通りに耕作するので問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号5番を14番金山委員にお願いします。

○14番（金山委員）14番金山です。この土地はすぐ裏に家があり、その家も含めて、購入するという事なので問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番・7番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。6番ですが1年前に申請し承認を受けたんですが、その後取消となったものです。今回、以前の方とは変わっており、売買後も農地として利用するという計画であるので問題ないかと思われます。7番ですが、3筆が地続きで譲渡人が県外ということで困っており、探していたところ、市内の方が家つきで、その付近にある農地も一緒に耕作したいということで話がまとまりました。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号9番を9番唐渡委員にお願いします。

○9番（唐渡委員）9番唐渡です。譲渡人がこちらに住んでないことで、売買の話がまとまったということです。詳細は事務局の説明通りで、問題ないかと思えます。ご審議のほどお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号10番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。土地は狭くいびつな土地であります。ほ場整備事業にあてる予定で売買しました。事務局の説明通りで別に問題ないかと思えます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号11番は、事務局の通り問題ないと、5番糸谷委員から報告を受けています。

【議 長】

つづきまして、番号12番を3番坂東委員にお願いします。

○3番（坂東委員）3番坂東です。現地で聞き取りをしました。現地は草が生えており、畑の隣に譲渡人の住んでいない家と合わせて購入し、耕作するという事なので、問題ないと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号13番を2番片岡委員にお願いします。

○2番（片岡委員）2番片岡です。譲渡人から譲受人への贈与となります。事務局の説明の通り何ら問題なかったと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号14番・15番・16番を1番米澤委員にお願いします。

○1番（米澤委員）1番米澤です。案件番号14番は、譲渡人が市外の方で、相続したものの耕作しないので、耕作する譲受人と売買が成立しました。15番16番は、譲渡人が耕作しないので、贈与ということで譲り渡します。事務局の説明通り何ら問題ないと思えますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号1番から7番 9番から16番について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号1番から7番 9番から16番については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第1号議案の番号8番ですが、本案件につきましては、●●●委員が当事者となっていますので、会議規則第12条の規定の議事参与制限によりまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。それでは、●●●委員退席してください。

(●●●委員退席する)

【議 長】

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号8番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) それでは案件番号8、地図は21ページから23ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せて4,448㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人と父で水稻を作付け予定です。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第1号議案の番号8番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号8番を9番唐渡委員にお願いします。

○9番(唐渡委員) 9番唐渡です。今回規模縮小に伴い贈与ということで渡します。また、以前から耕作しているので土地の管理も問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号8番について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号8番については、原案どおり、許可することに決定しました。それでは、●●●委員の着席を認めます。

(●●●委員着席する)

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田)続きます。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)を説明いたします。

番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田 面積は、1034㎡の内119㎡ 転用目的は、「車庫・納戸」です。地図資料の40ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「徳島県立阿波西高等学校」から南東へ約300mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。申請地については、駐車場の一部として使用しているため始末書を添付しての申請です。転用者は申請地東側の住宅で生活していますが、車や家財の保管場所が欲しいと考えこの度の申請に至りました。土地の造成については必要なく、周囲には既存壁があるため土砂の流出はないものと思われます。周辺の農地には影響がないものと思われ許可やむを得ないと思われます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、畑 面積は、1028㎡の内680.28㎡ 転用目的は、「倉庫」です。地図資料の42ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市役所本庁舎」から南東へ約1.7kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。申請地については、すでに倉庫が建築されているため始末書を添付しての申請です。転用者は相続による取得後、農地

の状態のままであることを気づき申請に至っております。現状のまま利用するため新たな土地の造成については必要なく、既存壁もあることから周辺の農地には影響がないものと思われ許可やむを得ないと思われます。

以上、第2号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第4条第6項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありました、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を15番竹内委員に願ひします。

○15番（竹内委員）15番竹内です。3月21日に現地確認しました。母屋の横に駐車場がありますが、そこに車庫と納戸を建てることでした。雨水については母屋の排水につながるので、問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

【議 長】

ありがとうございます。つづきまして、番号2番を7番坂東委員に願ひします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。もともと転用者の父が鉄工所をしており、やめて15年ぐらいになります。農地とは知らなかつたということと、あとは事務局の説明通りと思ひますので、よろしくお願ひします。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第2号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませぬか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませぬか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従ひまして、第2号議案については、原案のとおり、許

可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きますして第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。

番号1番と2番については契約内容は違いますが、同じ転用者、転用目的であるためまとめて説明させていただきます。申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田及び畑 面積は、併せて12,968㎡ 転用目的は、「店舗」で、「所有権移転及び賃借権の設定」です。地図資料の44ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から南西へ約1.1kmに位置する農地で、第1種農地及び第2種農地であり農地法施行規則第33条第3号の規定にある「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は、全国に小売店を事業展開している●●●で、申請地を選定した理由としては県道に面しており商業地として好条件であり、農地所有者と話もまとまった為、今回の申請になりました。なお、先ほど説明した例外規定を達成するための雇用協定も添付されております。土地の造成については、クラッシャーランで盛土後アスファルト舗装を行う予定です。また敷地周囲にコンクリート壁を設けることから土砂の流出等の恐れはないものと思われます。なお、敷地内にある赤線、青線等の法定外公共物についての用途廃止、払い下げについても担当課と協議済みです。給水は阿波市役所業務課と協議済みであり、排水・雨水については申請地中央付近で南北に側溝を設置し、南側市道内の既設側溝を改修し排水能力を大きくした側溝に接続して放流する計画です。周辺の農地には影響がないものと思われ許可やむを得ないと思われます。

番号3番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、全て田 面積は、1,152㎡ 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料の47ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から北西へ約2.1kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は阿波市で太陽光発電施設を設置し売電を行っています。今回の申請は一部既存の施設より移設する計画です。農地の管理に苦慮する土地所有者と売買の話がまとまり申請に至っております。土地の造成については、整地にとどまるため土砂の流出はないものと思われます。給水、排水については必要なく、雨水は地下浸透にて

対応します。周辺の農地には影響しないと思われる為、許可やむを得ないと思われ
れます。

番号4番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田 面積は、1.49 m² 転
用目的は、「進入路」で、「所有権の移転」です。地図資料の49ページを併せ
てご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から南東へ約850m
に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い
農地から、第2種農地であると認められます。転用者は申請地から西側に住居を
構えており住宅からの出入りがしにくかったため土地所有者に相談したところ
売買の話がまとまり申請に至っております。土地の造成等については、道路にあ
わせ砕石で整地します。残りの農地部分には新たに擁壁を新設します。周辺の農
地には影響しないと思われる為、許可やむを得ないと思われれます。

番号5番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田 面積は、398 m² 転
用目的は、「農業用倉庫」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の51ページ
を併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から東へ約
650mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから第1
種農地と認められますが、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施
設、農畜産物販売施設に供するものである場合」とある第1種農地の不許可の例
外規定に該当するものと思われれます。転用者は農業後継者として両親と共に農
業に従事しており農業用機械の保管場所が不足しているため今回の申請に至っ
ております。土地の造成等については、整地にとどまり既存壁もあることから土
砂の流出はないものと思われれます。申請地の東側に農業用の倉庫がありますが
そこは2a未満の届け出が以前出ております。給排水については必要なく、雨水
は地下浸透にて処理することから周辺の農地には影響しないと思われる為、許
可やむを得ないと思われれます。

番号6番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、全て田 面積は、併せ
て109 m² 転用目的は、「住宅の一部」で、「所有権の移転」です。地図資料の53
ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市役所阿波支所」か
ら西に1.4kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で
生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は申請地に隣
接する住宅を購入し移り住む予定ですが、一部が農地のままであったため前所
有者の始末書を添付しての申請です。土地の造成については、現在のまま利用し
既存壁もあるため土砂の流出はないものと思われれます。雨水は今まで通り地下
浸透で対応します。周辺の農地には影響がないと思われる為、許可やむを得ない
と思われれます。

番号7番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田 面積は、161 m² 転
用目的は、「庭」で、「所有権の移転」です。地図資料の55ページを併せてご参

照ください。申請地は、市場町の「阿波市役所旧市場支所」から南西へ約450mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから第1種農地と認められますが、「集落に設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は隣接地にて住宅を建設中です。現在の敷地では駐車スペースを確保すると敷地がなく、子供が遊ぶスペースが無いことから申請に至っております。土地の造成等については、10cm程度表土をすきとり真砂土を敷き詰め整地し完了後も高さは変わりません。周囲の壁もそのまま利用するため土砂の流出は無いと思われます。給排水については必要なく、雨水は地下浸透にて処理することから周辺の農地には影響しないと思われます。許可やむを得ないと思われます。

番号8番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、全て畑 面積は、併せて861㎡ 転用目的は、「一時転用の車両回転場」で、「賃借権の設定」です。地図資料の57ページを併せてご参照ください。申請地は、令和5年5月の阿波市農業委員会総会で審査し、令和5年6月に一時転用許可が出ている案件でありスマートインター建設に係るものです。工事期間の延長に伴い、今回の案件も延長するものです。更新の期間は3年間とし現状のまま使用し、使用後は農地に復元予定です。事業計画も適当と思われます。更新もやむを得ないと思われます。

番号9番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、全て田 面積は、併せて3030㎡ 転用目的は、「一時転用の資材置場及び駐車場」で、「賃借権の設定」です。地図資料の59ページを併せてご参照ください。申請地は、令和5年3月の阿波市農業委員会総会で審査し、令和5年4月に一時転用許可が出ている案件でありスマートインター建設に係るものです。工事期間の延長に伴い、今回の案件も延長するものです。更新の期間は1年間とし現状のまま使用し、使用後は農地に復元予定です。事業計画も適当と思われます。更新もやむを得ないと思われます。

以上、第3号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願います。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番・2番・3番・4番を19番十川委員にお願いします。

○19番(十川委員) 19番十川です。案件番号1番と2番同じ転用者なので、

併せて説明します。事務局説明の通り●●●を建てるということで購入する土地です。現地を見ましたら、半分近くは放棄地のような状態で、一部東の方は木が生えてるような土地で、県道からかなり下がっており、耕作にあまり適さない土地です。今回全部が売買でなく一部賃貸ですが、土地の効率化が図られるのは、やむを得ないかなと思います。3番の案件ですが、譲渡人が耕作できないという放棄地状態の土地であります。現地を見ましたら農地は改良の余地があり、また転用者がさきを買収ということで、入口の草刈をして確保しておりました。4番の案件ですが、事務局が言いましたように、この転用者の家がすぐ近くにありません。その進入で、広い道路から入るのに、角が農地に引っかかるので、譲渡人と話をして三角の部分の譲り受けて車が通行できるようにするというので、これもやむを得ないかなと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号5番を18番十川委員にお願いします。

○18番（十川委員）18番十川です。転用者は貸出人の孫になります。転用者は農業の規模拡大により、トラクターを購入し資材もふやしているのですが、倉庫が足りないので今回の申請に至りました。何も問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を16番篠原委員にお願いします。

○16番（篠原委員）16番篠原です。6番ですが3月22日に現地を確認いたしました。事務局の説明通りで、始末書案件ということで、別に問題なしという判断をいたしました。よろしくどうぞお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番・8番・9番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。3月17日に現地確認してきました。事務局の説明通りで、現在住宅が新築されて西側の狭い三角地で、他からの出入りもしにくいような場所なので、こういう形で利用する以外は使えないような

土地ですので、問題はないかと思えます。8番は、申請者から事前に説明があつて同じく3月11日に現地確認してきました。大型車の待避所と転回用の土地として、継続して使われております。9番も同じく工事現場で、プレハブの事務所・駐車場などで、辺り一帯が境もわからないような状態なんですが、延長しての使用で問題はないと思えます。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第3号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(伊坂) 第4号議案 非農地証明について、ご説明いたします。番号1番 議案書11ページ、地図資料は61、62ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり。登記地目は畑、現況地目は宅地で954㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。添付書類である全部事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と、判断できないと思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われま。ご審議のほど、宜しく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただい

ておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を3番板東委員にお願いします。

○3番(板東委員)3番板東です。事務局の説明通りで私が小学生のときから家が建っていきまして、農地っていうのはちょっと難しいと思います。ご審議よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第4号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第4号議案については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について(諮問)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第5号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和8年3月19日付け阿農振第1177号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和8年農用地利用集積等促進計画第3号」をご覧ください。9ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、52件 179筆 総面積196,263㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、98筆 111,289㎡。使用貸借が、3筆 3,670㎡。次に、新規で賃貸借が、76筆 75,428㎡。使用貸借が、2筆 5,876㎡。なお、解約者につきましては、10ページ、11ページをご覧ください。21件 63筆 56,206㎡となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきまして

は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について(諮問)を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課(中倉)失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしく願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するために地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。また、今回の変更では名簿に記載されている農業者の人数や面積が大きく変わっている地区がありますが、集計方法を見直して細かな分類ができ

るようになったこととそれに伴い集計ミスの修正を行ったことが理由となっております。最後に、変更案とは違うのですが、地域計画における今年度4月からの阿波市全体の農地集積率の変化について連絡いたします。策定当初は名簿に記載されている農業者への農地集積率は19.14%でしたが今回の変更案では21.34%となっており集積率は2.2%上昇しております。面積に直すと97.82haの増加となります。この数値は新規で農地を借りたことをそのまま示すものではありませんが、地域計画における集積率の上昇は特に阿波市の農業者が補助事業を受けるための条件となる場合がありますので、これからもご協力をお願いいたします。地域計画の内容についても、地域の状況が変わっている場合は変更しますのでいつでもご意見をお願いいたします。以上です。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第6号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書 12ページをお開きください。今月は、1件2筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、1件2筆となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、12ページから16ページまでとなります。今

月は、16件29筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による賃貸借の解約が、16件29筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局（伊坂）続きます。報告第3号「2アール未満の農地転用届」についてご説明いたします。番号1番、議案書16ページ、地図資料は63・64ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記・現況地目は「畑」で、登記面積は612㎡でございます。このうち28.66㎡の転用でございます。転用目的は、「農業用倉庫」でございます。届出地には、平成7年7月ごろから農業用倉庫の敷地として利用してきましたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており受理条件を満たしております。以上で、「2アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について、以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

（「質疑等なしの声」あり）

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和8年第3回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。なお、次回の総会につきましては、令和8年4月27日（月曜日）午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしく願いいたします。

（終了時間 午後2時27分）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 8年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員